

災害時における
し尿等の収集運搬に関する協定書

石 垣 市

会社名

災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

石垣市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が石垣市で発生した場合（以下「災害時」という。）におけるし尿の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行うし尿等の収集運搬に関する協力事項を定めることより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿」とは、災害時において処理をする必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において避難所等へのし尿等の収集運搬が必要と認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

（協力事項の発動）

第4条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が石垣市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

（活動の報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動を、甲に対して報告するものとする。

（費用等の負担）

第7条 甲の要請により乙が、協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月9日

甲 石垣市美崎町14番地
石垣市長

乙 住所
会社名
役職 氏名